

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（内閣府地方創生推進事務局）

項目名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長							
税目	所得税、法人税							
要 望 の 内 容	<p>＜制度の概要＞                      地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「整備計画」という。）の認定を受けた法人等が、当該認定を行った都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。</p> <p>（１）特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度                      （オフィス減税）                      （２）特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度                      （雇用促進税制）</p> <p>＜要望の内容＞                      企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出等を図るため、地方における企業拠点の強化を促進する税制措置（地方拠点強化税制）の適用期限を延長（２年間）する。また、新型コロナウイルス感染症後のビジネス環境や企業の動向の変化、人手不足等の環境変化の中、地方における企業の拠点強化を促進する観点から、以下の拡充を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定業務施設の拡充                         <ul style="list-style-type: none"> <li>- 対象となる事務所の制約の撤廃（商業事業部門・サービス事業部門等の追加）</li> <li>- 他の特定業務施設と併せて整備する社宅等の育児支援施設等の追加</li> </ul> </li> <li>・ 転勤者要件の緩和</li> <li>・ 雇用促進税制の適用期間の起算年度の見直し</li> </ul> <p>【関係条文】                      租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二                      地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第五号、第十七条の二</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 50%;">精査中 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（▲1,400 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（－ 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	精査中 百万円	（制度自体の減収額）	（▲1,400 百万円）	（改正増減収額）	（－ 百万円）
平年度の減収見込額	精査中 百万円							
（制度自体の減収額）	（▲1,400 百万円）							
（改正増減収額）	（－ 百万円）							

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>企業の事務所、研究所、研修所の東京 23 区から地方への全部又は一部移転や、地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用の創出等を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>地方における雇用創出等を促進するためには、関係施策を総動員し、総合的に取り組んでいく必要がある。その中でも本税制は、企業に対してコスト面の支援を行うことで、地方移転や地方拠点の強化の経営判断を促し、地方において雇用を創出しようとする重要な政策手段の一つである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワークやリモート会議の導入が進む中、企業の機能のすべてを東京 23 区や首都圏に置く必要性は減少しつつある。民間調査機関によれば、首都圏企業は 2 年連続の転出超過・転出超過社数は過去 20 年で最多の 77 社（令和 4 年度）となっており、企業を取り巻く環境は変化しつつある。一方で、人口移動については、地方から東京圏への転入者数が転出者数を上回る「転入超過」傾向が長らく続いている。</p> <p>また、近年頻発する災害等に備えたりリスク分散の観点からも、東京等の本社を代替・補完する地方拠点の整備は、企業にとって重要な課題となっている。こうした中、2027 年度における転出入の均衡の実現に向けて、地方への人の流れをつくる重要政策である地方拠点強化税制の制度延長とともに、より効果的な制度に改めていく必要がある。</p> <p>現在の東京圏と地方の転出入の状況を分析すると、東京圏への転入超過数の大半は 10 代後半、20 代の若者が占めており、東京圏の企業への就職が一つのきっかけとなっていると推察される。また、近年は女性の転入超過数が男性を上回って推移しており、地方には引き続き魅力ある職場が少ないことがその理由として挙げられている。</p> <p>こうした中、令和 4 年度より、情報サービス事業部門を追加した結果、当該部門に関連する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が 1 年間で 11 件認定され、約 800 名の雇用創出効果が期待される。こうした結果を踏まえ、転入超過の主要因となっている女性・若者の就職希望職種である営業系、サービス・販売系の職種等（商業事業部門、サービス事業部門）を対象に追加することが効果的と考えられる。</p> <p>また、企業が地方移転を躊躇する要因の 1 つとして、社員の移住が挙げられている。政府としても、少子化対策を進める中、企業における地方移転に当たり、移転する企業の職員の職場環境の整備に加え、居住環境や子育て環境においても、東京圏と比較して遜色のない環境を整備することが不可欠であり、オフィスの整備に加えて育児支援施設等の整備への支援も重要である。加えて、こうした居住環境等を整備していくのは一定の時間も必要となることから、現在の移転型事業について、東京 23 区からの転勤者が、初年度過半数、計画期間中に雇用者増加数の 1/4 以上が移転する場合においても、初年度は 1/2 以上の転勤が必要となっているが、初年度要件を撤廃し、計画期間中に 1/4 以上を満たせば良いことにしていくことも必要。</p> <p>こうした支援に加えて、計画の認定後、近年、地政学リスクの高まりや、資材高騰、人手不足等の影響により、整備完了が遅れ、適用期間内に雇用促進税制が十分に活用できなくなる実態が一部にあることを踏まえ、雇用促進税制の適用期間の起算年度について、従前の整備計画の認定年度に加え、地方拠点の整備完了年度も認めることが必要。</p>
	<p>なお、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）では、「人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方での安定した良質な雇用確保が必要である。」「地方において雇用を創出し、地方への人の流れを生み出すため、地方拠点強化税制等について周知・広報を進めるとと</p>

		<p>もに、地方公共団体や産業界等との連携を強化しつつ、サテライトオフィス等の整備や移住支援事業等の関係施策と合わせ、活用を促進することにより、企業にデジタル技術等も活用した本社機能の配置の見直し等の検討を促し、企業の地方移転等の更なる推進を図る。」とされ、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（骨太方針）（令和5年6月閣議決定）においても、「地域と企業の連携を促進しつつ、地方拠点強化税制を活用し企業の地方移転を促す」と明記されるなど、地方拠点強化税制による企業の地方移転等の促進は、政府の重要政策と位置付けられている。</p>																																	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>施策5 地方創生 政策5 地方創生に関する施策の推進</p>																																
		<p>政策の達成目標</p>	<p>地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる</p>																																
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）</p>																																
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計（2015～2027年度累計）：4万人</p>																																
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>目標達成年限（2027年度）まで5年を残して既に目標の6割以上を達成しており、従前の進捗状況を踏まえれば、目標達成は可能であると考えられる。</p> <p>他方で、感染症の影響により経済情勢がこれまでになく困難な状況下において、何も措置を講じなければ企業の動きが鈍化してしまう懸念もある。企業の地方移転等をさらに促進し、目標を達成するためには、延長を前提として、状況に応じた制度の見直しが必要である。</p> <p>&lt;整備計画の認定状況等（令和5年6月末時点）&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元 年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定整備 計画数</td> <td>77件</td> <td>79件</td> <td>71件</td> <td>101件</td> <td>76件</td> <td>70件</td> <td>69件</td> <td>82件</td> <td>15件</td> <td>640件</td> </tr> <tr> <td>認定整備 計画にお ける雇用 創出数</td> <td>4,421 人</td> <td>3,214 人</td> <td>2,793 人</td> <td>3,497 人</td> <td>1,349 人</td> <td>3,122 人</td> <td>5,880 人</td> <td>2,171 人</td> <td>515 人</td> <td>26,962 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年度は、4～6月の3か月分</p>			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	累計	認定整備 計画数	77件	79件	71件	101件	76件	70件	69件	82件	15件	640件	認定整備 計画にお ける雇用 創出数	4,421 人	3,214 人	2,793 人	3,497 人	1,349 人	3,122 人	5,880 人	2,171 人	515 人
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	累計																									
認定整備 計画数	77件	79件	71件	101件	76件	70件	69件	82件	15件	640件																									
認定整備 計画にお ける雇用 創出数	4,421 人	3,214 人	2,793 人	3,497 人	1,349 人	3,122 人	5,880 人	2,171 人	515 人	26,962 人																									
<p>効果</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>—</p>																																	

		<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)</p>	<p>企業が地方移転を検討する際の阻害要因として、「財務的余裕がない」「社員の移住や移転の規模が大きい」を挙げる企業が多く（※出典：経済産業省関東経済産業局（令和3年4月実施））、企業の地方移転はこうした様々な要素を総合的に勘案した経営判断により決定されると考えられる。その重要な判断材料のひとつであるコストに関して、本税制を支援措置として講じることで、企業の地方移転等に向けた企業の経営判断を後押しすることにつながる。</p> <p>したがって、本制度の延長を前提に、足下の状況にあわせた制度見直しを図ることで、企業の地方移転等に対するインセンティブが向上し、実際の企業行動（地方移転等）を促進することで、地方における雇用創出を実現する。</p>
相当性		<p>当該要望項目 以外の税制上の 措置</p>	<p>地域再生法に基づき、都道府県知事から整備計画の認定を受けた法人等に対して、当該整備計画に従って新設等した特定業務施設において実施する事業に係る事業税、特定業務施設に係る不動産取得税等について、地方公共団体が不均一課税等を実施している。</p>
		<p>予算上の措置等 の要求内容及び 金額</p>	<p>—</p>
		<p>上記の予算上の 措置等と要望項目 との関係</p>	<p>—</p>
		<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としている。</p> <p>本税制が対象とする企業の地方移転等は、都道府県が策定し国が認定する地域再生計画に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する整備計画に基づくものである。</p> <p>したがって、本税制が無差別に適用されることはなく、当該整備計画に基づく企業の地方移転等を国が支援することは、地域再生法の目的に照らしても整合的かつ妥当である。また、租税特例措置による支援は、採択時期や予算額によって支援対象が制限される補助金による支援に比べると、より公平な支援措置である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○オフィス減税（国税のみ） 【令和元年度】 ①適用事業者数：40件 ②損金算入額：517,799千円 ③税額控除額：895,747千円 【令和2年度】 ①適用事業者数：34件 ②損金算入額：534,705千円 ③税額控除額：730,522千円</p>

		<p>【令和3年度】</p> <p>①適用事業者数：26件  ②損金算入額：358,604千円  ③税額控除額：1,294,477千円</p> <p>【令和4年度】</p> <p>①適用事業者数：25件  ②損金算入額：379,264千円  ③税額控除額：416,768千円</p> <p>【令和5年度】</p> <p>①適用事業者数：40件  ②損金算入額：550,395千円  ③税額控除額：1,073,255千円</p> <p>○雇用促進税制（国税のみ）</p> <p>【令和元年度】</p> <p>①適用事業者数：7件<sup>(注)</sup>  ②税額控除額：51,396千円</p> <p>【令和2年度】</p> <p>①適用事業者数：10件  ②税額控除額：39,539千円</p> <p>【令和3年度】</p> <p>①適用事業者数：4件  ②税額控除額：3,036千円</p> <p>【令和4年度】</p> <p>①適用事業者数：7件  ②税額控除額：25,900千円</p> <p>【令和5年度】</p> <p>①適用事業者数：5件  ②税額控除額：25,400千円</p> <p>※出典：（令和3年度まで）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」<sup>(注)</sup>令和元年度の雇用促進税制の適用件数は8件）、（令和4年度以降）認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>○オフィス減税（国税のみ）</p> <p>【令和3年度】</p> <p>①租特の条項：42の11の3、68の15  ②適用件数：26件  ③損金算入額（適用件数）：358,604千円（7件）  ④税額控除額（適用件数）：1,294,477千円（19件）</p> <p>○雇用促進税制（国税のみ）</p> <p>【令和3年度】</p> <p>①租特の条項：42の12、68の15の2  ②適用件数：4件  ③税額控除額：3,036千円</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>地方における雇用創出を図るためには、関連施策を総動員して、総合的に取り組む必要がある。その中でも本税制は、地方移転や地方拠点の強化を検討する企業に対して、コスト面の支援という形でその経営判断を促すことによって、企業の地方移転や拠点強化を実現し、それによって地方において雇用を創出しようとする重要な政策手段の一つである。</p> <p>本税制の適用を受けようとする企業が策定する整備計画については、平成27年10月から令和5年6月末までに、640件が都</p>

		道府県に認定されている。また当該計画に基づいて、26,962人の雇用が地方において創出されることが見込まれる。雇用創出数は年度平均（令和4年度まで）で3,306人、感染症の影響の強い令和2年度～令和4年度でも3,700人を超過し、感染症の影響下の厳しい経済状況においても地方における雇用創出に着実な進展が見られる。 このことから、本税制が政策目的の達成のために有効に機能していることが見て取れる。
	前回要望時の達成目標	地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	未だ2024年の目標達成には至っていないものの、年限まで2年を残して目標の9割以上を達成しており、従前の進捗状況を踏まえれば、目標達成は可能であると考えられる。 他方で、何も措置を講じなければ企業の動きが鈍化してしまう懸念もある。企業の地方移転等をさらに促進し、目標を達成するためには、延長を前提として、状況に応じた制度の見直しが必要である。
	これまでの要望経緯	<p>○平成27年度税制改正要望 まち・ひと・しごと創生本部事務局からの要請により、地方における企業拠点の機能強化等のための措置として内閣府、経済産業省、厚生労働省で創設を要望。本件を含む地域再生法の改正法が平成27年6月19日成立、平成27年8月10日施行。</p> <p>○平成28年度税制改正要望 同一事業年度において、雇用促進税制と所得拡大促進税制を併用できるよう要望。</p> <p>○平成29年度税制改正要望 オフィス減税の税額控除率を平成28年度までと同水準（移転型事業：7%、拡充型事業：4%）に維持することに加え、UIJターンの促進等に資する雇用促進税制の拡充を要望。</p> <p>○平成30年度税制改正要望 適用期間の延長（2年間）とともに、移転型事業における支援対象地域への近畿・中部圏中心部の追加、計画認定時の雇用者数要件の緩和等を要望。</p> <p>○令和2年度税制改正要望 適用期間の延長（2年間）とともに、雇用促進税制の税額控除額の拡充、適用要件の緩和等を要望。</p> <p>○令和4年度税制改正要望 適用期間の延長（2年間）とともに、情報サービス事業部門の追加、適用要件の緩和等を要望。</p>